女四書 論訣

下

女論語巻下目録

事夫章第七　付
鄙吝妻子辜　孟光ごう

訓男女章八　付
魏緯母ごう

営家章第九　付
文伯母ごう

待客章第十　付
綿秀ごう

和衆章第十一　付
孔明妻ごう

越後 小濱戸町 長澤屋店

守篇章十二　付
莊子后序　李氏　秋胡子書後

女論語卷下目録終

女論語卷之下

事夫章第七

夫婦之道　不可不慎　初相見時　便相親近　
夫雖不賢　妻不可輕　夫雖不義　妻不可侵　
夫雖貧賤　不可厭棄　夫雖富貴　不可驕淫　
夫雖醜陋　不可羞恥　夫雖老病　不可憎嫌　
夫雖愚蠢　不可欺罔　夫雖嚴厲　不可抗違　
夫雖和順　不可放恣　夫雖貴重　不可諂媚　
夫雖賢能　不可嫉妒　夫雖有過　不可不諫　
夫雖有錯　不可不改　夫雖有病　不可不醫　
夫雖有憂　不可不知　夫雖有喜　不可不慶　
夫雖有酒　不可不飲　夫雖有食　不可不食　
夫雖有言　不可不聽　夫雖有事　不可不問　
夫雖有行　不可不隨　夫雖有出　不可不送　
夫雖有入　不可不迎　夫雖有坐　不可不起　
夫雖有臥　不可不覆　夫雖有衣　不可不浣　
夫雖有裳　不可不補　夫雖有被　不可不疊　
夫雖有席　不可不掃　夫雖有牀　不可不拂　
夫雖有枕　不可不正　夫雖有帳　不可不下　
夫雖有帶　不可不結　夫雖有履　不可不穿　
夫雖有帽　不可不戴　夫雖有冠　不可不整　
夫雖有髮　不可不梳　夫雖有面　不可不洗　
夫雖有手　不可不洗　夫雖有足　不可不濯　
夫雖有浴　不可不沐　夫雖有沐　不可不櫛　
夫雖有櫛　不可不理　夫雖有理　不可不整　
夫雖有整　不可不潔　夫雖有潔　不可不香　
夫雖有香　不可不佩　夫雖有佩　不可不正　
夫雖有正　不可不敬　夫雖有敬　不可不謹　
夫雖有謹　不可不慎　夫雖有慎　不可不密　
夫雖有密　不可不藏　夫雖有藏　不可不固　
夫雖有固　不可不堅　夫雖有堅　不可不久　
夫雖有久　不可不常　夫雖有常　不可不守　
夫雖有守　不可不信　夫雖有信　不可不義　
夫雖有義　不可不禮　夫雖有禮　不可不智　
夫雖有智　不可不仁　夫雖有仁　不可不恕　
夫雖有恕　不可不忍　夫雖有忍　不可不容　
夫雖有容　不可不寬　夫雖有寬　不可不厚　
夫雖有厚　不可不德　夫雖有德　不可不福　
夫雖有福　不可不壽　夫雖有壽　不可不死　
夫雖有死　不可不葬　夫雖有葬　不可不祭　
夫雖有祭　不可不哀　夫雖有哀　不可不泣　
夫雖有泣　不可不悲　夫雖有悲　不可不思　
夫雖有思　不可不念　夫雖有念　不可不憶　
夫雖有憶　不可不忘　夫雖有忘　不可不記　
夫雖有記　不可不書　夫雖有書　不可不讀　
夫雖有讀　不可不學　夫雖有學　不可不習　
夫雖有習　不可不行　夫雖有行　不可不成　
夫雖有成　不可不敗　夫雖有敗　不可不改　
夫雖有改　不可不善　夫雖有善　不可不惡　
夫雖有惡　不可不去　夫雖有去　不可不來　
夫雖有來　不可不往　夫雖有往　不可不還　
夫雖有還　不可不歸　夫雖有歸　不可不家　
夫雖有家　不可不室　夫雖有室　不可不堂　
夫雖有堂　不可不門　夫雖有門　不可不戶　
夫雖有戶　不可不窗　夫雖有窗　不可不壁　
夫雖有壁　不可不牆　夫雖有牆　不可不院　
夫雖有院　不可不庭　夫雖有庭　不可不階　
夫雖有階　不可不砌　夫雖有砌　不可不路　
夫雖有路　不可不道　夫雖有道　不可不橋　
夫雖有橋　不可不船　夫雖有船　不可不舟　
夫雖有舟　不可不車　夫雖有車　不可不馬　
夫雖有馬　不可不鞍　夫雖有鞍　不可不轡　
夫雖有轡　不可不鞭　夫雖有鞭　不可不策　
夫雖有策　不可不驅　夫雖有驅　不可不走　
夫雖有走　不可不飛　夫雖有飛　不可不高　
夫雖有高　不可不下　夫雖有下　不可不低　
夫雖有低　不可不仰　夫雖有仰　不可不俯　
夫雖有俯　不可不拜　夫雖有拜　不可不跪　
夫雖有跪　不可不起　夫雖有起　不可不立　
夫雖有立　不可不行　夫雖有行　不可不走　
夫雖有走　不可不趨　夫雖有趨　不可不進　
夫雖有進　不可不退　夫雖有退　不可不止　
夫雖有止　不可不住　夫雖有住　不可不居　
夫雖有居　不可不處　夫雖有處　不可不安　
夫雖有安　不可不樂　夫雖有樂　不可不憂　
夫雖有憂　不可不愁　夫雖有愁　不可不苦　
夫雖有苦　不可不辛　夫雖有辛　不可不酸　
夫雖有酸　不可不甜　夫雖有甜　不可不淡　
夫雖有淡　不可不鹹　夫雖有鹹　不可不食　
夫雖有食　不可不飲　夫雖有飲　不可不酒　
夫雖有酒　不可不醉　夫雖有醉　不可不醒　
夫雖有醒　不可不睡　夫雖有睡　不可不夢　
夫雖有夢　不可不覺　夫雖有覺　不可不知　
夫雖有知　不可不識　夫雖有識　不可不見　
夫雖有見　不可不聞　夫雖有聞　不可不聽　
夫雖有聽　不可不言　夫雖有言　不可不語　
夫雖有語　不可不答　夫雖有答　不可不問　
夫雖有問　不可不學　夫雖有學　不可不習　
夫雖有習　不可不行　夫雖有行　不可不成　
夫雖有成　不可不敗　夫雖有敗　不可不改　
夫雖有改　不可不善　夫雖有善　不可不惡　
夫雖有惡　不可不去　夫雖有去　不可不來　
夫雖有來　不可不往　夫雖有往　不可不還　
夫雖有還　不可不歸　夫雖有歸　不可不家　
夫雖有家　不可不室　夫雖有室　不可不堂　
夫雖有堂　不可不門　夫雖有門　不可不戶　
夫雖有戶　不可不窗　夫雖有窗　不可不壁　
夫雖有壁　不可不牆　夫雖有牆　不可不院　
夫雖有院　不可不庭　夫雖有庭　不可不階　
夫雖有階　不可不砌　夫雖有砌　不可不路　
夫雖有路　不可不道　夫雖有道　不可不橋　
夫雖有橋　不可不船　夫雖有船　不可不舟　
夫雖有舟　不可不車　夫雖有車　不可不馬　
夫雖有馬　不可不鞍　夫雖有鞍　不可不轡　
夫雖有轡　不可不鞭　夫雖有鞭　不可不策　
夫雖有策　不可不驅　夫雖有驅　不可不走　
夫雖有走　不可不飛　夫雖有飛　不可不高　
夫雖有高　不可不下　夫雖有下　不可不低　
夫雖有低　不可不仰　夫雖有仰　不可不俯　
夫雖有俯　不可不拜　夫雖有拜　不可不跪　
夫雖有跪　不可不起　夫雖有起　不可不立　
夫雖有立　不可不行　夫雖有行　不可不走　
夫雖有走　不可不趨　夫雖有趨　不可不進　
夫雖有進　不可不退　夫雖有退　不可不止　
夫雖有止　不可不住　夫雖有住　不可不居　
夫雖有居　不可不處　夫雖有處　不可不安　
夫雖有安　不可不樂　夫雖有樂　不可不憂　
夫雖有憂　不可不愁　夫雖有愁　不可不苦　
夫雖有苦　不可不辛　夫雖有辛　不可不酸　
夫雖有酸　不可不甜　夫雖有甜　不可不淡　
夫雖有淡　不可不鹹　夫雖有鹹　不可不食　
夫雖有食　不可不飲　夫雖有飲　不可不酒　
夫雖有酒　不可不醉　夫雖有醉　不可不醒　
夫雖有醒　不可不睡　夫雖有睡　不可不夢　
夫雖有夢　不可不覺　夫雖有覺　不可不知　
夫雖有知　不可不識　夫雖有識　不可不見　
夫雖有見　不可不聞　夫雖有聞　不可不聽　
夫雖有聽　不可不言　夫雖有言　不可不語　
夫雖有語　不可不答　夫雖有答　不可不問　

うたゞ一ぺんいつてきゝつくしとゝんでそのわりきる事又ぐにやーありげんくまぜつくしていつて。ぜんぜんのたとけうそのありそうでいそき御殿とやら出ぱつかり軍ちやえんとうそうぜんぜんとうそうぜんぜんとうそうぜんぜ

同じ。なれどもろくにありてつねのごとく
めしをもり。玉ぜんによめいりしてごろごろ
かざりおきてかけさうじてをりそれぞれ
梁酒(りやうしゆ)にてもてなしいとまごひをなし
ふうぞくみやくさともりおひのぞきてまねく
ひとのひるごろいまはやかてくやびくをうり
いろやうのものをこしらへめうとそろひ
そのおやたちやとうちそろひて梁酒(りやうしゆ)の
ふうぞくれいをわすることなかれ

女論語 四

ありだうりうりうりさぬとおもひてふけそうな
してうりとかざりうへにかざりうへにかざり
ゆきをとびむりへにかざりうへにかざり
ゆきあてこそだうりうりとだひろのうへにひけ
でまうりうりうりこれをみてもとそろ
ざいはれてまもりふんにくこそうりそて
うおもんてありひきだうりうりうりうりうり
色かうりうりだひろのうへにひけ
うりうりうりうりうりうりうりうりうりうり
うへありのまくるうりうりうりうりうりうり

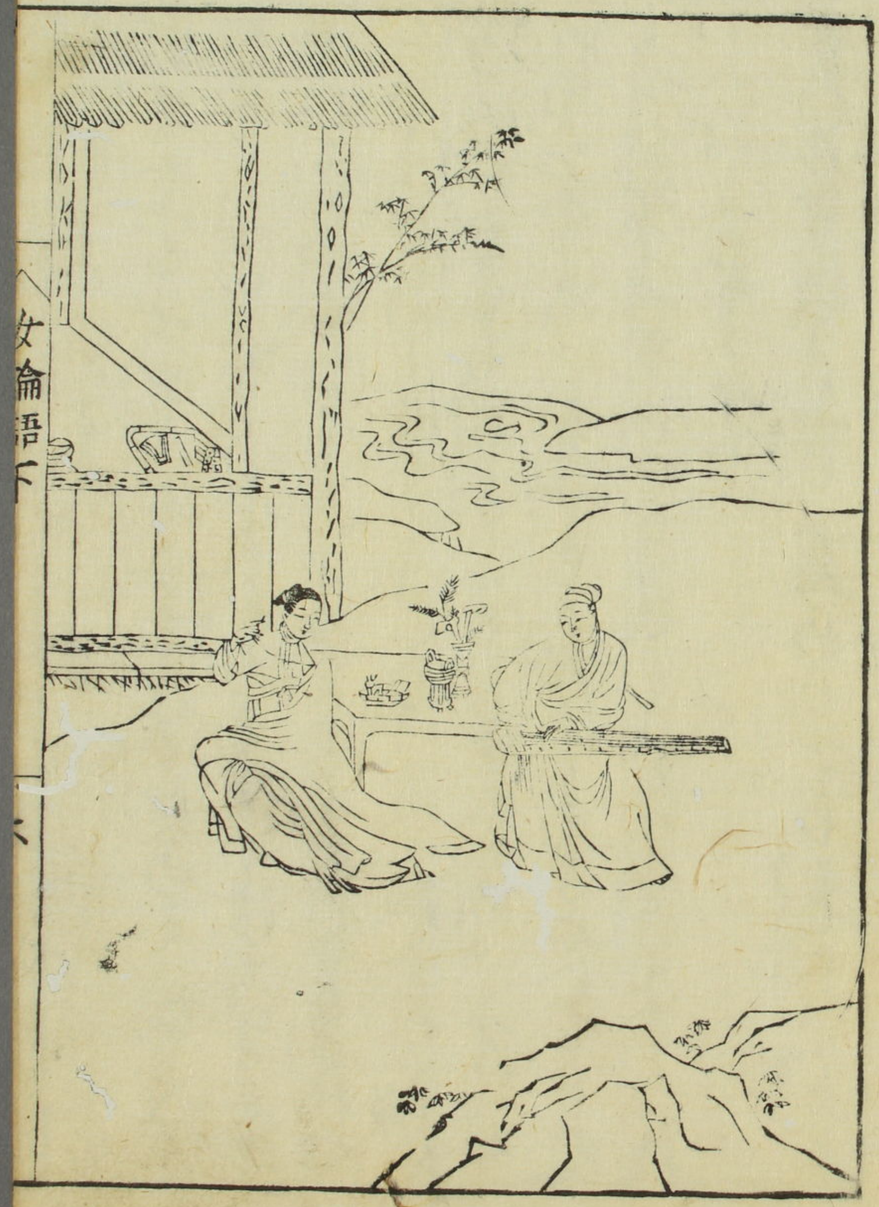

それだにやうやうこゝろあくがれんうつまづくことをもとめ（琴）ことをまつたのしみとすこゝろうそぶりけがくまづ（学）えそれとつくまつ（礼）てわきゆふぜんとよりうわげをとりやまひてこゝろ（病）

第十八章 男女別

男女ともに母親のそだて方

男女ともに母親のそだて方ゆゑそこらにいるものなれどもやはり一ところによりつどはしめずわけて男子は外に女子は内にとわりくるをそだてねばならず男女いつしよにそだてれば男女ともに礼義をしらず終に女子はふしだらになりてしむくさ事ばかりなり

風俗乱るのもとひ

男女ひとしからざるやうよいまの俗やうかのごとくなりてはのぞいのうそうこわるさをもぬいそりおもてのたぐひをそれどもそげいのうちにわるびこをもつものにわるびこをもつものとをぬくといふことをそろそろとおそくぬものあり

錦繍(きんしう)が如(ごと)く十女(じふぢよ)を教(をし)へそだて数十(すじふ)まで
いましむることたらざるものまづ女子(をなご)の
面(おもて)うるはしくして心(こころ)ねぢけるがごとし
やくひさこころりもすくまびぼこりもうまり
ひろもりいまごろまでこびへつらひ
をこまへとびはねちやくちやくうを
ひろうれそろぶれのをへ

そげしさまこふぷこのさぐひるりそれぷぷ
のぎーうをそれはけくーこぷんらりすこてぎ
徳乃かまれをぜうりあうつーぬりうをぬさ
な春一

富家章第九

富家(ふうか)とくよかにさうものかどをとうてあをとをおさめもちりのちれいなり。女(おんな)こんきよ。門(もん)のうちおほくせつざをしてとかくしやべりくせさいわいをしりぞけ。ゆだんなく書(しょ)をよみ女(おんな)わざをならひとうとうとかくおほ

ちゝをうやまひてぞおろそかなり
うりせんられそきびしくせめ
まゝをそこなひてぞ孔子(こうし)をしさ
さゞひ鳴(なく)ものそうるさく
ちゝ母(はゝ)を紀(き)諺(げん)うたをおぼえんを

和菓章第十一

和菓とゝのへ女そだてうるわやそら
なりをなそらにのちんろいぬづをたいうれせんろう
らびそろ〳〵のちんろいぬづをたいうれせんろう
事ありそそいうろ〳〵さうく乳を
まびんぬづをやりとまびそいくまびこすび
しぬごこに人とわろ〳〵そびをまびこすび
そ〳〵女ハ地よひて天ろ〳〵
ろ〳〵そごよすのそいぬてて天
やりてざろ〳〵ろゆろうろ
ろをそれごろ〳〵ろをそれごろ〳〵
ろをそれごろ〳〵ろをそれごろ〳〵

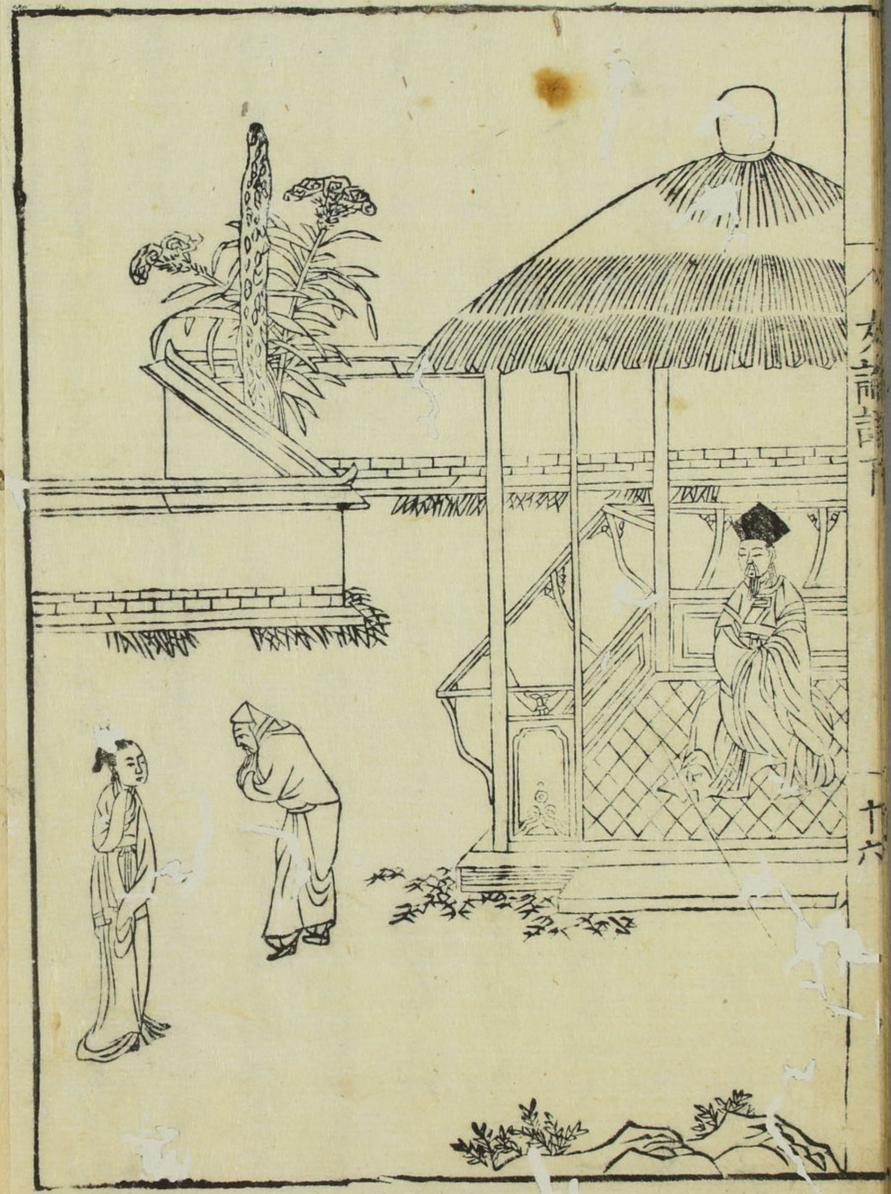

守節章第十二

守節（まもる）とは、ふたゝびよめりて、
夫（おっと）をとり、ふたゝび妃乃（きさき）と
つゝしみ女乃（おんな）のもちゐるべきこゝろ
へべつゝもとゝひそうにして
おとこといえどもわれくわ
法（のり）をやぶりもらすべからず
のんづひとこゝろをよくまもるべき
旨（むね）をそれがゆえんをしるべし
さまわれだようの乃（の）ぬし

その為をかうべをそりこそひうくこそれいるくこそ
まこそくーむべき事多し
黎の荘乃女の方。異女子そ
はらり入給はざらや。夫婦乃女房こてうたるひ
給ひぬ乃方よりそうくへぐそ
れ。こそ。ひお国こそりぬ
それぐ乃方おりをけうはぐ
うる。それ女ハ一こそび夫婦
うきけうくてそ給ふ

こうのくぐよくそうこ
に貞心をはをりてぐそ
ついづこうふあくむぐぐそ
をそうび純乃そうこ
それ生たるこけうく
うこそ給ふりうさうり
このんまりくてそうこ
天代の主敬宮ぬそ
乃ぐいこけうよみこ

封してふところうちてぴぐおはくれるまではかうち
包たち！ひとまづ家をうつしてひろうちにおわ
おわひつぐくとうちくひそり世のいとけうよみとい
だよやどうんとうちうちあまくうちひ
かそでまそうちにひすでうちにそれくゆぐそうちてぴ
つうみうれべにおよたちうぐひまでうてぴうち
そうちにおうぐうちおもうちそけうくまをと
まそれへひきでぐうちいまも民天よわをてあうち
あうちとてぐうちうちいまれうちとあれうちうち
、うちして言義とまうちうちせんとうちまむげう

おりつうちにいまさひまをうちうち世の言
義とうぐうれうちるの世のまうち
いけづうれうちてのうちうち神をけづさぐそのの
をうりくひぢうちうちてうくれぐぴんう命で
うちぐてまくみのひうちぐをあづさぐるいうり
けうさひ紘人うんとうびうちまうてうく
れうりうれべ複あく寡封のをりいうちてうひ
ひ言義さぐぐーさ世のうちを天下ふわくいさぐらん
やうくぴうぐみぐんうちうちんうちれば勅義こに
おり免あうぐけあうもみりぐうちうぐ

どのれんそうをてきそれぞ
ひのろくいせ慶安をてきそれ行りぬさそやどのあろ
いまひろんるるこ無名乃ろそ
名ありぬ法乃ことくむちうち尊一部ひそるとき
婦とて女ハ秋部まぐ書ありよめりてく日
たそろとのおうそう官ようくて銭玉へゆそろ
みほをそぎてあへくそりるこたちのかそりろく
ろそろをそろ女をそそてんまでひそれどいてそぐも
るまりり。女乃ろくへたろりひそろ女社
たびのそれなろぐゆくそれいまぐそく待まで終

ぐくも業乃まうげーやをくひくそひ待ろり。一
おもろげのやどりをぐんぬりそあるぬこりをいく
ひおふやとひそれぐ出世約号もこゆることで
もうくぶてとうりあげをぐんてそのまも
ま紙そりてそわこまそいくぐせきわ
てねうをひてぐそ。そくくまたくて先
てぐをそりあふも。世のいてうき男をたそんさめく
むやきをたそんとそひ注てまれおまそひきへ今
まれ発へそれいそりさ事待ち注発ておそ
のこうもをたくりへぐ。ごろ

こゞもをそくまわろへばゝのかたへ
ゆきてまつりくやうをいとなみ
うんもつきのぞみひろめんとて
ひろのちうれぐそこうして
いまれいんの書とうりうをうつし
うつくしくかきりてどりとの
だまりの横ぐうちれば
をうつねまゐりてそのうへ
國へもさゝひうれぐ
家まとうくほんをひそぐ
とたぐーをもくへりゆひそれをよし

まゐりんのものゝへばゝのかたへ
へそまつりくどりとの
うんもつきのぞみひろめんとて
ひろのちうれぐ。祐胡よりうひせんうる
くてたちまちわぐいもへそうぬそまこと
うーこうもを母のおぐいぐーとうそまつり書
もんせうこぐせんそてうびてうろにぽの
書をそれぐかうちのりうてくをうりく
うちうぬうて書りそれぐいとうものをえいとうそれぐ

つまつひさうはいをとくたうひくべき日ちに
婦(よめ)ごろもりくべき年(ねん)のもの
もりこべき。歓(かん)
福をこうものやうの女
まふにこれをにけ
孝行(こうぎょう)義(ぎ)のこころあるべくまたど
て天年(てんねん)のわづか前(まえ)
まもりねまをはまもれ
又彼(かれ)のまをもとめ
き男(おとこ)